

# 地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

## 【目次】

- 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号） （第一条関係） .....一
- 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号） 附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号） （第二条関係） .....一〇四
- 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号） （第三条関係） .....一〇五
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） （第四条関係） .....一五六
- 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号） （第五条関係） .....一五八
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） （第六条関係） .....一六二
- 沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号） （附則第八条関係） .....一六三
- 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号） （附則第九条関係） .....一六四
- 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号） （附則第十条関係） .....一六七

# 地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

		改 正 後	改 正 前
目次		目次	
	第一章及び第二章 略	第一章及び第二章 略	第一章及び第二章 略
	第三章 市町村の普通税	第三章 市町村の普通税	第三章 市町村の普通税
	第一節 市町村民税（第四十五条の三—第四十八条の二十）	第一節 市町村民税（第四十五条の三—第四十八条の十九）	第一節 市町村民税（第四十五条の三—第四十八条の十九）
	第二節～第六節 略	第二節～第六節 略	第二節～第六節 略
	第三章の二～第五章 略	第三章の二～第五章 略	第三章の二～第五章 略
	第六章 地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に係る重加算金の特例（第五十八条～第六十条）	第六章 雜則（第五十八条～第五十九条）	第六章 雜則（第五十八条～第五十九条）
	第七章 雜則（第六十一条・第六十二条）		
附則	附則		
(給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)			
第八条の二の二	法第四十五条の三の二第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。		
一 法第四十五条の三の二第四項に規定する給与所得者（次号において「給与所得者」という。）が行う同項に規定する電磁的方法による同			

項に規定する申告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。

二 法第四十五条の三の二第四項の規定により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与所得者を特定するための必要な措置を講じていること。

三 法第四十五条の三の二第四項の規定により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

**第八条の二の三** 前条の規定は、法第四十五条の三の二第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項」と読み替えるものとする。

（退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

**第八条の四の二** 第八条の二の二の規定は、法第五十条の七第三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の

七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、「申告書」とあるのは「退職所得申告書」と、同条第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と読み替えるものとする。

#### （法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項）

、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

#### （法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

## 2 適格合併

## 2 適格合併

(法人税法第二条第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。)（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち

以下この節において同じ。）（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち

に個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

## 二 略

### 3～6 略

7 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項」

、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条

第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と、前項中「の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）」とあるのは「開始日の前日の属する連結事業年度」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「申告書（法人

に個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

## 二 略

### 3～6 略

7 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条

第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と、前項中「の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）」とあるのは「開始日の前日の属する連結事業年度」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「申告書（法人

税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)」とあるのは「申告書」と、「第七十五条の二第一項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「予定申告に係る基準額」という。）は、同項に規定する連結法人（以下この条及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の

税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)」とあるのは「申告書」と、「第七十五条の二第一項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「予定申告に係る基準額」という。）は、同項に規定する連結法人（以下この条及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の

規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)

に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合は、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。)に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係るもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条的第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある

規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)

に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合は、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。)に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係るもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条的第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある

場合には、当該加算された金額を控除した額) 又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい連結事業年度に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項)

、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)をいう。以下この条において同じ。)に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

額

二 略

3~5 略

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める

場合には、当該加算された金額を控除した額) 又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい連結事業年度に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)をいう。以下この条において同じ。)に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

額

二 略

3~5 略

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める

ところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、  
、第四十二条の  
十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とす

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の十三** 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項  
、第四十二条の十一の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の

ところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の十三** 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2  
略

### (法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の

(特例)

**第八条の十七** 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の二十** 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 4 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の二十三** 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 4 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の二十三** 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

(特例)

**第八条の十七** 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の二十** 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 4 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の二十三** 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

**第二十条の三** 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定により連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第六十六条の十 租税特別措置法		租税特別措置法 第六十六条の十 一の四第一項	租税特別措置法 において法人税法 第六十六条の十 一の四第一項	略
法人税法	租税特別措置法		において地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) 第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法(以下この条において「読み替え後の法人税法」という。)	において地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) 第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法(以下この条において「読み替え後の法人税法」という。)
読み替え後の法人税法 れた租税特別措置法		同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法		

第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

**第二十条の三** 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定により連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略
---

第六十六条の十	租税特別措置法	一号口	第六十六条の十 第一の四第二項第	租税特別措置法		一 号イ	第六十六条の十 第一の四第二項第	租税特別措置法		一 号	第六十六条の十 第一の四第二項第	租税特別措置法	一 号
前項	法人税法		前項		損金の額			法人税法	及び同法		、第五項又は第九項 により同法	、同法	(法人税法)
の三第一項の規定により	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた前項	読み替え後の法人税法	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた前項	°)	損金の額又は個別帰属損 金額(法人税法第八十一 条の十八第一項に規定す る個別帰属損金額をいう 。)	損金の額又は個別帰属損 金額(法人税法第八十一 条の十八第一項に規定す る個別帰属損金額をいう 。)	法	及び法人税法	法	により読替え後の法人税 法	、読替え後の法人税法 又は第五項	(読替え後の法人税法)	





及び個別超過控除対象のうち	額の合計額のうち	同号口	第六十六条の十 第一の四第四項	租税特別措置法	施行令第三十九 条の二十三の二 第二項	租税特別措置法	施行令第三十九 条の二十三の二 第二項	同号口	連続事業年度で法第六 施行令第三十九 条の二十三の二	同条第一項
読み替えられた前項第二 号口	同条第一項の規定により 読み替えられた前項第二 号口	第一項	第一項	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた第一項	法第六十六条の十一の 四第三項第三号	地方税法施行令（昭和二 十五年政令第二百四十五 号）第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法（第一号及び次項 において「読み替え後の法 」という。）第六十六条 の十一の四第三項第三号	略	読み替えられた第二項	同条第一項の規定により 読み替えられた第二項	同条第一項
読み替えられた前項第二 号口	同条第一項の規定により 読み替えられた前項第二 号口	第一項	第一項	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた第一項	法第六十六条の十一の 四第三項第三号	地方税法施行令（昭和二 十五年政令第二百四十五 号）第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法（第一号及び次項 において「読み替え後の法 」という。）第六十六条 の十一の四第三項第三号	略	読み替えられた第二項	同条第一項の規定により 読み替えられた第二項	同条第一項
読み替えられた前項第二 号口	同条第一項の規定により 読み替えられた前項第二 号口	第一項	第一項	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた第一項	法第六十六条の十一の 四第三項第三号	地方税法施行令（昭和二 十五年政令第二百四十五 号）第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法（第一号及び次項 において「読み替え後の法 」という。）第六十六条 の十一の四第三項第三号	略	読み替えられた第二項	同条第一項の規定により 読み替えられた第二項	同条第一項

略



第三項	条の二十三の二	租税特別措置法	施行令第三十九	第二項第二号	条の二十三の二	租税特別措置法	施行令第三十九						
特例対象欠損金額（法）		（法人税法）			て計算した金額	金額に口に掲げる金額のうち がハに掲げる金額のう ちに占める割合を乗じ	計額		合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応基礎となつた同号口及び二に掲げる金額の合計額）	合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応基礎となつた同号口及び二に掲げる金額の合計額）	二及びホ	同条第二項第二号ロ、同条第二項第二号ロ及びハ	連結欠損金額に係る超過控除対象額
特例対象欠損金額（読み替）	法	（地方税法施行令第二十一条の三第一項の規定により読み替えられた法人税				金額			合計額	ハ	同条第二項第二号ロ及びハ	個別欠損金額に係る超過控除対象額	

租税特別措置法 施行令第三十九条 第三項第一号	租税特別措置法 施行令第三十九条 第三項第二号	租税特別措置法 施行令第三十九条 第三項第三号	租税特別措置法 施行令第三十九条 第三項第二号	租税特別措置法 施行令第三十九条 第三項第二号	損金の額 （法人税法第八十一 条の十八第一項に規定す る個別帰属損金額をいう 。）	法 読替え後の法	え後の法
一の四第一項 第六十六条の十 租税特別措置法 法人 青色申告書を提出する 略	法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業 税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	法 法人税法 地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法人税法	法 法人税法 地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法人税法	法 法人税法 地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法人税法	損金の額 （法人税法第八十一 条の十八第一項に規定す る個別帰属損金額をいう 。）	法 読替え後の法	え後の法

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業  
税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上  
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業  
税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上  
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

租税特別措置法	第六十六条の十 一の四第二項	租税特別措置法	第六十六条の十 一の四第一項第 一号	租税特別措置法		において法人税法	において地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) 第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法人税法(以下この条において「読み替え後の法人税法」といいう。)
欠損金額(法人税法)	欠損金額の			租税特別措置法	欠損金額		
個別欠損金額(読み替え後)	二号において同じ。)の 額をいう。第一号及び第 七十二条の二十三第四 項に規定する個別欠損金 額をいう。	個別欠損金額(地方税法)	読替え後の法人税法	同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた租税特別措置法	個別欠損金額		

第六十六条の十 一の四第二項第	第六項 一号	第六十六条の十 一の四第二項第	第六項 一号イ	租税特別措置法	欠損金額と	第六項 の三第三項	第六十九項 は第九項	同条第四項、第五項又	欠損金額と	第六項 の法人税法
前項	欠損金額	損金の額	法人税法	及び同法	により同法	、同法	十七条第四項又は第五項	読替え後の法人税法第五	個別欠損金額と	地方税法施行令第二十条
の三第二項の規定により 地方税法施行令第二十条	個別欠損金額	損金の額又は個別帰属損 金額（法人税法第八十一 条の十八第一項に規定す る個別帰属損金額をいう 。口において同じ。）	地 方税法施行令第二十条 の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ た法人税法	及び法人税法	法	、読替え後の法人税法	十七条第四項又は第五項	読替え後の法人税法第五	個別欠損金額と	の法人税法

										一号口	
										租税特別措置法	法人税法
										第六十六条の十 一の四第二項第 二号ハ	第六十六条の十 一の四第二項第 二号ハ
額	欠損控除前連結所得金	第六十六条の十 一の四第三項第	第六十六条の十 一の四第三項第	租税特別措置法	第六十六条の十 一の四第三項	租税特別措置法	第六十六条の十 一の四第三項	租税特別措置法	第六十六条の十 一の四第二項第 二号ハ	前項	前項
		一項第一号	十八条の九十六の二第 一項第一号	各連結事業年度で第六 度に該当しない期間に限 定により読み替えられた る。)で地方税法施行令 第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた	前二項	該当する事業年度	該当しない事業年度	地方法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた前二項	欠損金額	欠損金額	損金の額
	欠損控除前所得金額	第一項第一号							個別欠損金額	個別欠損金額	個別帰属損金額

同条第四項又は第五項	の欠損金額	の個別欠損金額（地方税 法第七十二条の二十三第 四項に規定する個別欠損 金額をいう。）	第六十六条の十 一の四第三項第 二号	該当する	連結事業年度を第一項 第一号	連結事業年度が 事業年度を同条第二項の 規定期により読み替えられ た第一項第一号	事業年度が 事業年度を同条第三項の 規定期により読み替えられ た第一項第一号



第六十六条第十項	第一項	読み替えられた第一項	読み替えられた第二項	略	法第六十六条十一の第三項第三号	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項
第六十六条第一項	第一項	読み替えられた第一項	読み替えられた第二項	略	租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項	租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項
第六十六条第一項	第一項	読み替えられた第一項	読み替えられた第二項	略	同条第一項	同条第一項
第六十六条第一項	第一項	読み替えられた第一項	読み替えられた第二項	略	連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項	連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項
第六十六条第一項	第一項	読み替えられた第一項	読み替えられた第二項	略	租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項	租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項

略

各連結事業年度	連結事業年度に	連結欠損金額の	又は個別超過控除対象	額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある	事業年度に	各事業年度	一項
各事業年度	事業年度に	欠損金額の					
計額）	基礎となつた同号口及び二に掲げる金額の合	象額並びにその計算の	法人の個別超過控除対	係る当該認定事業適応	対象額がない場合には、当該連結欠損金額に	合計額（最終超過控除	二及びホ 同条第二項第二号ロ、
						過控除対象額	連結欠損金額に係る超



				項目に規定する個別欠損額をいう。)の
第三項第三号	租税特別措置法	施行令第三十九条の二十三の二	損金の額	読替え後の法
第三項第三号	租税特別措置法	施行令第三十九条の二十三の二	損金の額又は個別帰属損金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。)	読替え後の法
第三項第三号	租税特別措置法	法人税法	読替え後の法	読替え後の法
第三項第三号	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法人税法	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法人税法	○	○

法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは

第二十一条 略

3及び4 略

卷之三

2 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは

第二十一条 略

3及び4 略

卷之三

2 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは

「算入されたもの」と、租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号中「同法」とあるのは「及び同法」と、「もの及び同法第八十条

又は第一百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは「もの」と、法人税法施行令第百十二条第

五項第二号中「法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」と、同令第百十三条第一項第一号中「及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに」とあるのは「及び」と、「法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

### 3 略

(法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲)

第二十二条 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

#### 一～五 略

六 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四十第二項の交付金

#### 七 略

八 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原 料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）

「算入されたもの」と

法人税法施行令第百十二条第

五項第二号中「法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」と、同令第百十三条第一項第一号中「及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに」とあるのは「及び」と、「法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

### 3 略

(法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲)

第二十二条 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

#### 一～五 略

六 略

七 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原 料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）

第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。)を利用する電源をいう。以下この号において同じ。)としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合(電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行つたものを購入した場合を含む。)であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合(総務省令で定める場合に限る。)における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

|九| 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法  
(平成二十三年法律第百八号) 第三十六条の賦課金

十| ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合(第七号に該当する場合を除く。)における当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

|十一及び十二| 略

(法第七十二条の二十六第八項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度開始日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条

第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。)を利用する電源をいう。以下この号において同じ。)としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行つたものを購入した場合を含む。)であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合(総務省令で定める場合に限る。)における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

|八| 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法  
(平成二十三年法律第百八号) 第三十六条の賦課金

九| ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合(第六号に該当する場合を除く。)における当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

|十及び十一| 略

(法第七十二条の二十六第八項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度開始日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条

第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。次項及び第五項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十九第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二条号の人による規定する適格合併をいい、

法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二条号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超える、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項にお

第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。次項及び第五項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十九第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二条号の人による規定する適格合併をいい、

法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二条号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超える、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項にお

いて同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項

、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十

いて同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十

項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

## 二 略

3～5 略

（法第七十二条の二十六第八項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、

、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

## 二 略

3～5 略

（法第七十二条の二十六第八項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 略

2～5 略

6 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項各号（第五号及び第十号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一～七 略

7 及び 8 略

(軽油引取税に係る免税の手続)

第四十三条の十五 略

2～8 略

9 第七項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第二百四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第七項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した明細書を添付しなければならない。

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 略

2～5 略

6 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項各号（第五号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一～七 略

7 及び 8 略

(軽油引取税に係る免税の手続)

第四十三条の十五 略

2～8 略

9 第七項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第二百四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第七項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

（給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

**第四十八条の九の七の二** 第八条の二の二の規定は、法第三百十七条の三の二第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二各号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは、「第三百十七条の三の二第四項」と読み替えるものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

**第四十八条の九の七の三** 第八条の二の二の規定は、法第三百十七条の三の三第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号及び第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百十七条の三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百十七条の三の三第四項」と読み替えるものとする。

（退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

**第四十八条の十八** 第八条の二の二の規定は、法第三百二十八条の七第三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第

三百二十八条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、「申告書」とあるのは「退職所得申告書」と、同条第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と読み替えるものとする。

(法第三百二十八条の十一第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十八条の十九 略

(分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十八条の二十 略

(法第三百四十八条第二項第二号の固定資産)

第四十九条の四 法第三百四十八条第二項第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産(第二号に掲げる固定資産にあつては同項第十五号に掲げるものを除き、第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは淨

(法第三百四十八条第二項第二号の固定資産)

(分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十八条の十九 略

(法第三百四十八条第二項第二号の固定資産)

第四十九条の四 法第三百四十八条第二項第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産(第二号に掲げる固定資産にあつては同項第十五号に掲げるものを除き、第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは淨

水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。)とする。

一〇六 略

2及び3 略

(法第三百四十八条第二項第三十四号の固定資産)

**第五十一条の十四** 法第三百四十八条第二項第三十四号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が債務等処理法第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに債務等処理法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(次号において「機構法」という。)

**第五十一条の十四** 法第三百四十八条第二項第三十四号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が債務等処理法第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに債務等処理法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(次号において「機構法」という。)

附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この条において「旧日本鉄道建設公団」という。)から承継した固定資産であつて、債務等処理法第十三条第一項第二号又は第三号の業務の用に供するもの及び債務等処理法第二十五条の規定により日本貨物鉄道株式会社に無償で貸し付けているもの(総務省令で定めるものに限る。)で、旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものであり、かつ、旧日本国有鉄道清算事業団が、債務等処理法附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下この号において「旧事業団法」という。)附則第二条の規

水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。)とする。

一〇六 略

2及び3 略

(法第三百四十八条第二項第三十四号の固定資産)

**第五十一条の十四** 法第三百四十八条第二項第三十四号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が債務等処理法第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに債務等処理法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(次号において「機構法」という。)

附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この条において「旧日本鉄道建設公団」という。)から承継した固定資産であつて、債務等処理法第十三条第一項第二号又は第三号の業務の用に供するもの及び債務等処理法第二十五条の規定により日本貨物鉄道株式会社に無償で貸し付けているもの(総務省令で定めるものに限る。)で、旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものであり、かつ、旧日本国有鉄道清算事業団が、債務等処理法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下この号において「旧事業団法」という。)附則第二条の規

定により所有することとなつたもの（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十二条第二項の請求により譲渡を受けた土地を含む。）又は旧事業団法附則第九条第一項の規定により旧日本鉄道建設公団から承継したもの

## 二 略

（法第三百四十八条第二項第四十五号の洪水吐ゲート及び放流のための管等）

第五十一条の十五の十一 法第三百四十八条第二項第四十五号に規定する

政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。）との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。

2 法第三百四十八条第二項第四十五号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者（河川法第五十三条第一項に規定する水利使用者をいう。）の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

（法第三百四十八条第六項の固定資産）

定により所有することとなつたもの（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十二条第二項の請求により譲渡を受けた土地を含む。）又は旧事業団法附則第九条第一項の規定により旧日本鉄道建設公団から承継したもの

## 二 略

（法第三百四十八条第六項の固定資産）

**第五十一条の十六の二** 法第三百四十八条第六項に規定する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（法第三百四十八条第二項第四十五号に掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。）

三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）

第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、総務省令で定めるもの（法第三百四十八条第二項第四十五号に掲げるもの及び第一号に掲げるものを除く。）

（法第三百四十八条第八項の固定資産）

**第五十一条の十六の四** 法第三百四十八条第八項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（法第三百四十八条第二項第四十五号に掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。）

三 水道法第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、総務省令で定めるもの（法第三百四十八条第二項第四

**第五十一条の十六の二** 法第三百四十八条第六項に規定する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（前号に掲げるものを除く。）

三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）

第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、総務省令で定めるもの（第一号に掲げるものを除く。）

（法第三百四十八条第八項の固定資産）

**第五十一条の十六の四** 法第三百四十八条第八項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（前号に掲げるものを除く。）

三 水道法第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、総務省令で定めるもの（第一号に掲げるものを除く。）

十五号に掲げるもの及び第一号に掲げるものを除く。）

第一号に掲げるものを除く。）

（法第三百四十九条の三第十四項の水域及び事業）

第五十二条の六 略

2 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 河川法  
二 略

（法第五百八十六条第二項第一号の五の地区等）

第五十四条の十三の五 法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する過

疎地域のうち政令で定める地区は、次に掲げる区域（第三項及び第六項において「過疎地区」という。）とする。

一 法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第四十二条の規定の適用を受ける区域をいう。次号において同じ。）以外の区域

二 特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受けないものとしたならば同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域

（法第三百四十九条の三第十四項の水域及び事業）

第五十二条の六 略

2 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条の河川管理者により同法第八条の河川工事として行われる事業  
二 略

（法第五百八十六条第二項第一号の五の地区等）

第五十四条の十三の五 法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する過

疎地域のうち政令で定める地区は、同号に規定する過疎地域（以下この条において「過疎地域」という。）のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域（第三項及び第六項において「過疎地区」という。）とする。

## 第六章 地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に係る

## 重加算金の特例

(加重された重加算金が課される部分の金額の計算)

第五十八条 法第七百五十六条第四項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第七十四条の二十三の過少申告加算金額又は不申告加算金額の計算の基礎となるべき税額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額とする。

法第七百五十六条第五項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第百四十四条の四十七の過少申告加算金額又は不申告加算金額の計算の基礎となるべき金額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納入し、又は納付すべき金額とする。

法第七百五十六条第六項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第四百八十三条の過少申告加算金額又は不申告加算金額の計算の基礎

となるべき税額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額とする。

(加重された重加算金が課される場合の過少申告加算金額の取扱い)

**第五十九条** 法第七百五十六条第四項の規定の適用がある場合における第

三十九条の十五の規定の適用については、同条中「又は第三項（）とあるのは「若しくは第三項（）と、〔〕の」とあるのは〔〕又は第七百五十六条第四項（法第七十四条の二十四第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の」と、「又は第三項の」とあるのは「若しくは第三項又は第七百五十六条第四項の」とする。

2| 法第七百五十六条第五項の規定の適用がある場合における第四十三条の十九の規定の適用については、同条中「又は第三項（）とあるのは「若しくは第三項（）と、〔〕の」とあるのは〔〕又は第七百五十六条第五項（法第一百四十四条の四十八第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の」と、「又は第三項の」とあるのは「若しくは第三項又は第七百五十六条第五項の」と、「同条第一項又は第三項」とあるのは「法第一百四十四条の四十八第一項若しくは第三項又は第七百五十六条第五項第一号」とする。

3| 法第七百五十六条第六項の規定の適用がある場合における第五十三条の六の規定の適用については、同条中「又は第三項（）とあるのは「若しくは第三項（）と、〔〕の」とあるのは〔〕又は第七百五十六条第六項（法第四百八十四条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条

において同じ。）の」と、「又は第三項の」とあるのは「若しくは第三項又は第七百五十六条第六項の」とする。

#### （総務省令への委任）

**第六十条** 前二条に定めるもののほか、法第七百五十六条第四項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

#### 第七章 雜則

##### （法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）

**第六十一条** 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第二項（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第六項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第一百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の六まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二

##### （法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）

**第五十八条** 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第二項（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第六項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第一百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の六まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二

#### 第六章 雜則

十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第三十三条の二から第七十七条までの規定とする。

十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第三十三条の二から第五十八条までの規定とする。

(電子計算機処理に伴う措置)

第六十二条 略

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

**第五条の三** 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年

(電子計算機処理に伴う措置)

第五十九条 略

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

**第五条の三** 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年

法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第  
九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定に  
よる改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第  
四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第  
七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一  
部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定に  
よりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の  
租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応  
した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二  
十三年法律第二百四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等  
改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有すること  
とされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の  
租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等  
改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二  
三年所得稅法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第  
四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二  
十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有するこ  
ととされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条  
の十第五項、所得稅法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号  
）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第  
十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、所  
得稅法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七  
条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正

法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項

得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正

前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の六第一項及び第七項、第八条の	第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六	第六十二条の三第一項若しくは第九項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七
--------------------	-----------------------	---

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の六第一項及び第七項、第八条の	第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六	第六十二条の三第一項若しくは第九項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七
--------------------	-----------------------	---

十三第一項、  
第八条の十七  
第一項、第八  
条の二十第一  
項並びに第八  
条の二十三第  
一項

十三条第一項の  
規定により加算  
された金額

号）附則第十五条第一項の規定に  
よりその例によることとされる同  
法による改正前の租税特別措置法  
第六十二条の三第一項又は第八項  
を含む。）、第六十三条第一項（  
租税特別措置法の一部を改正する  
法律（平成三年法律第十六号）附  
則第十四条第二項の規定によりそ  
の例によることとされる同法によ  
る改正前の租税特別措置法第六十  
三条第一項を含む。）（租税特別  
措置法の一部を改正する法律（平  
成八年法律第十七号）附則第十五  
条第二項の規定によりその例によ  
ることとされる同法による改正前  
の租税特別措置法第六十三条第一  
項を含む。）若しくは所得税法等  
の一部を改正する法律（平成十五  
年法律第八号）附則第九十二条若  
しくは第九十五条第二項の規定に  
よりその例によることとされる同  
法第十二条の規定による改正前の  
租税特別措置法第四十二条の八第

十三第一項、  
第八条の十七  
第一項、第八  
条の二十第一  
項並びに第八  
条の二十三第  
一項

十三条第一項の  
規定により加算  
された金額

号）附則第十五条第一項の規定に  
よりその例によることとされる同  
法による改正前の租税特別措置法  
第六十二条の三第一項又は第八項  
を含む。）、第六十三条第一項（  
租税特別措置法の一部を改正する  
法律（平成三年法律第十六号）附  
則第十四条第二項の規定によりそ  
の例によることとされる同法によ  
る改正前の租税特別措置法第六十  
三条第一項を含む。）（租税特別  
措置法の一部を改正する法律（平  
成八年法律第十七号）附則第十五  
条第二項の規定によりその例によ  
ることとされる同法による改正前  
の租税特別措置法第六十三条第一  
項を含む。）若しくは所得税法等  
の一部を改正する法律（平成十五  
年法律第八号）附則第九十二条若  
しくは第九十五条第二項の規定に  
よりその例によることとされる同  
法第十二条の規定による改正前の  
租税特別措置法第四十二条の八第

六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）

六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を



律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の二の三第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正す

、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正す

第八条の六第 二項第一号	
第六十二条の三 第一項若しくは 第九項若しくは 第六十三条第一 項の規定により 加算された金額	<p>る法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）</p>
第六十二条の三第一項若しくは第六十三条第一項 第一項若しくは 第九項若しくは 第六十三条第一 項の規定により 加算された金額	<p>りなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）</p>

第八条の六第 二項第一号	
第六十二条の三 第一項若しくは 第九項若しくは 第六十三条第一 項の規定により 加算された金額	<p>る法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（</p>
第六十二条の三第一項若しくは第六十三条第一 項の規定により 加算された金額	<p>りなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（</p>

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその

例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）

例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によるその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）

置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第

置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第

五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の二の三第五項、租税特別措置法の

五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の



			<p>一項の規定により加算された金額 若しくは所得税法等の一部を改正 する法律（平成二十七年法律第九 号）附則第七十三条第一項の規定 によりその例によることとされる 同法第八条の規定による改正前の 租税特別措置法第四十二条の四第 十一項の規定により加算された金 額（同条第六項又は第七項の規定 により控除された金額に限る。）</p>

			<p>一項の規定により加算された金額 若しくは所得税法等の一部を改正 する法律（平成二十七年法律第九 号）附則第七十三条第一項の規定 によりその例によることとされる 同法第八条の規定による改正前の 租税特別措置法第四十二条の四第 十一項の規定により加算された金 額（同条第六項又は第七項の規定 により控除された金額に限る。）</p>

者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とする。

に相当する収入金額とする

10 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

### （不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略  
2 13

14 法附則第十一條第十一項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、

### （不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略  
2 13

14 法附則第十一條第十一項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、

次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。

一 当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいづれかの床面積（当該貸家住宅に共同の用に供される部分があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次項において同じ。）が三十平方メートル以上百八十平方メートル以下であること。

## 二 略

三 当該貸家住宅の建築に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの

――  
を受けていること。

四 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅（同条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）の戸数が十戸以上であること。

15 法附則第十一條第十一項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するためには独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上

次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。

一 当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいづれかの床面積（当該貸家住宅に共同の用に供される部分があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次項において同じ。）が三十平方メートル以上二百十平方メートル以下であること。

## 二 略

三 当該貸家住宅の建築に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの又はサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。）の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること。

四 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅（同条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）の戸数が十戸以上であること。

15 法附則第十一條第十一項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するためには独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上

百八十平方メートル以下のものとする。

16 法附則第十一條第十二項に規定する契約のうち政令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第二号に掲げる契約（第一号イ及び第二号イにおいて「事業契約」という。）の内容として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められているものとする。

#### 一 略

二 法附則第十一條第十二項に規定する特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者（イ及びロにおいて「特定特例事業者等」という。）次に掲げる全ての事項

イ 特定特例事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる

法附則第十一條第十二項第二号に定める不動産（ハにおいて「特例対象不動産」という。）の取得（同号イ及びホに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。）は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 特定特例事業者等が、法附則第十一條第十二項第二号イに掲げる土地若しくは当該土地の地上権若しくは賃借権及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地若しくは当該土地の地上権若しくは賃借権を取得するものであること。

ハ 次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 法附則第十一條第十二項第二号ハに掲げる特定家屋 同号イに

二百十平方メートル以下のものとする。

16 法附則第十一條第十二項に規定する契約のうち政令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第二号に掲げる契約（第一号イ及び第二号イにおいて「事業契約」という。）の内容として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められているものとする。

#### 一 略

二 法附則第十一條第十二項に規定する特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者（イ及びロにおいて「特定特例事業者等」という。）次に掲げる全ての事項

イ 特定特例事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる

法附則第十一條第十二項第二号に定める不動産（ハにおいて「特例対象不動産」という。）の取得

は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 特定特例事業者等が、法附則第十一條第十二項第二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地を取得するものであること。

ハ 次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 法附則第十一條第十二項第二号ハに掲げる特定家屋 同号イに

掲げる土地又は当該土地の地上権若しくは賃借権の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

(2) 法附則第十二条第二項第二号ニに掲げる家屋 当該家屋及び同号ホに掲げる土地又は当該土地の地上権若しくは賃借権の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

17 略 二 略

18 法附則第十二条第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、当該家屋について行う増築、改築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この項及び第二十一項において「増築等の工事」という。）に要した費用の額（当該増築等の工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるもの）の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額。第二十一項において同じ。）が三百万円以上であることについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

掲げる土地 の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

(2) 法附則第十二条第二項第二号ニに掲げる家屋 当該家屋及び同号ホに掲げる土地 の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

17 略 二 略

18 法附則第十二条第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

一 共同住宅（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が木造であるものに限る。）以外の家屋であること。

二 当該家屋について行う増築、改築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この号において「増築等の工事」という。）に要した費用の額（当該増築等の工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるもの）の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額。第二十一項において同じ。）が三百万円以上であることは地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に

19	法附則第十一條第十二項第二号イ及びロに規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの	は、次の各号のいずれかに該当する家屋とする。	19	法附則第十一條第十二項第二号イ及びロに規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する家屋とする。	充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。)の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額)が三百万円以上であること。	
20	略	一及び二 略	20	略	一及び二 略	一及び二 略
21	法附則第十一條第十二項第二号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、第十九項各号のいづれかに該当する家屋のうち、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいづれか多い額を超えるものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。	21	法附則第十一條第十二項第二号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、第十九項各号のいづれかに該当する家屋のうち、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいづれか多い額を超えるものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。	19	法附則第十一條第十二項第二号イ及びロに規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同号ニに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する家屋とする。	充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。)の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額)が三百万円以上であること。
22	略	22	略	22	略	一及び二 略
23	略	23	略	23	略	一及び二 略
24	略	24	略	24	略	一及び二 略
7	法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で	(軽油引取税の課税免除の特例)	第十条の二の二 略	第十条の二の二 略	(軽油引取税の課税免除の特例)	第十条の二の二 略
7	法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で					

定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

鉱さいバラス製造業	略
鉱さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途	鉱さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
廃棄物処理事業	略

定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

鉱さいバラス製造業	略
鉱さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途	鉱さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
廃棄物処理事業	略

略	
	<p>る機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のものの動力源の用途</p>

8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が令和六年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が令和三年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

9  
} 11

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2～10 略

11 法附則第十五条第八項 に規定する設備で政令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるもののうち、一基の取得価額として総務省令で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上のものとする。

12 法附則第十五条第十項 に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

13 法附則第十五条第十項 に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

14 法附則第十五条第十項 に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一～三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十項 に規定する

特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

15 法附則第十五条第十一項 に規定する鉄道事業法第七条第一項 に規定す

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2～10 略

11 法附則第十五条第十一項 に規定する設備で政令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるもののうち、一基の取得価額として総務省令で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上のものとする。

12 法附則第十五条第十三項 に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

13 法附則第十五条第十三項 に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

14 法附則第十五条第十三項 に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一～三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十三項 に規定する

特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

15 法附則第十五条第十四項 に規定する鉄道事業法第七条第一項 に規定す

る鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

16 法附則第十五条第十三項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

17 法附則第十五条第十四項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両で総務省令で定めるものとする。

18 法附則第十五条第十五項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

19 法附則第十五条第十五項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び

る鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

16 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

17 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両で総務省令で定めるものとする。

18 法附則第十五条第十八項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

19 法附則第十五条第十八項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び

償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

#### 一〇四 略

- 20 法附則第十五条第十六項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階數十以上又は延べ面積が七万五千平方メートル以上（当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。
- 21 法附則第十五条第十七項に規定する速達性向上事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。
- 一〇三 略
- 22 法附則第十五条第十七項に規定する都市鉄道施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。
- 23 法附則第十五条第十八項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定

償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

#### 一〇四 略

- 20 法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階數十以上又は延べ面積が五万五千平方メートル以上
- の耐火建築物（建築基準法第一条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

- 21 法附則第十五条第二十項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。
- 一〇三 略
- 22 法附則第十五条第二十項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

- 23 法附則第十五条第二十一項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定

法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

24 法附則第十五条第十八条項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

25 法附則第十五条第二十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

26 法附則第十五条第二十二項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

27 法附則第十五条第二十二項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資

法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

24 法附則第十五条第二十一項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

25 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

26 法附則第十五条第二十五項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

27 法附則第十五条第二十五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資

産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一～三 略

28 法附則第十五条第二十三項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

29 法附則第十五条第二十五項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十四項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

30 法附則第十五条第二十六項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。  
一 エレベーターの設置事業（当該エレベーターを設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）及び当該設置事業と併せて行われる停車場建物又は旅客用通路の整備事業であつて次に掲げるもの

イ これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施される事業  
ロ これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平

産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一～三 略

28 法附則第十五条第二十八項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十七項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

29 法附則第十五条第二十九項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。  
一 エレベーターの設置事業（当該エレベーターを設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）及び当該設置事業と併せて行われる停車場建物又は旅客用通路の整備事業（これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）

均的な利用者の人数が二千人以上三千人未満である駅又は停留場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第二条第二十四号に規定する重点整備地区の区域内の同条第二十三号イに規定する生活関連施設であるものに限る。）において実施される事業

二 プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業であつて次に掲げるもの（当該設備を設置するため必要な停車場設備の整備を含む。）

#### イ 略

ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に基づき同法第二条第二十六号イに掲げる公共交通特定事業

として実施される事業

31 法附則第十五条第二十六条に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

32 法附則第十五条第二十六条に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一及び二 略

33 法附則第十五条第二十九項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施

二 プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業であつて次に掲げるもの（当該設備を設置するため必要な停車場設備の整備を含む。）

#### イ 略

ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する公共交通特定事

業計画に基づき同法第二条第二十三号イに掲げる公共交通特定事業

として実施される事業

31 法附則第十五条第二十九項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

32 法附則第十五条第二十九項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一及び二 略

33 法附則第十五条第三十三項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施

設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇三 略

34 法附則第十五条第三十一項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

35 法附則第十五条第三十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇三 略

36 法附則第十五条第三十二項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 略

37 法附則第十五条第三十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者がある料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

38 法附則第十五条第三十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が総務省令で定める用途に供する家の敷地の用に供されていないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

39 法附則第十五条第三十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定め

設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇三 略

34 法附則第十五条第三十五項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

35 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇三 略

36 法附則第十五条第三十六項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 略

37 法附則第十五条第三十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者がある料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

38 法附則第十五条第三十九項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地

法附則第十五条第四十項に規定する特定電気通信設備で政令で定め

るものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第三十六項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第三十六項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

るものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第四十項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

法附則第十五条第三十七項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

40 法附則第十五条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- |          |   |
|----------|---|
| 一 機械及び装置 | 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの |
| 二 工具     | 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの  |
| 三 器具及び備品 | 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの  |
| 四 建物附属設備 | 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの  |
- 41 法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）について同条第四十一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。
- 42 法附則第十五条第四十二項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

るものは、都市再生特別措置法第四十六条第二十六項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第三十七項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

41 法附則第十五条第三十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

42 法附則第十五条第三十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第三十九項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

43 法附則第十五条第四十項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇五 略

44 法附則第十五条第四十項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇四 略

るものは、都市再生特別措置法第四十六条第二十六項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第四十二項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

43 法附則第十五条第四十三項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

44 法附則第十五条第四十四項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第四十四項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

45 法附則第十五条第四十五項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇五 略

46 法附則第十五条第四十五項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇四 略

45

法附則第十五条第四十項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

46 法附則第十五条第四十一項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

47 法附則第十五条第四十一項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～四 略

48 法附則第十五条第四十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

49 法附則第十五条第四十四項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が三億円以下のものとする。

50 法附則第十五条第四十五項に規定する自転車を賃貸する事業で政令で定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町

47

法附則第十五条第四十五項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

48 法附則第十五条第四十六項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

49 法附則第十五条第四十六項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～四 略

50 法附則第十五条第四十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

51 法附則第十五条第四十九項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が三億円以下のものとする。

村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内において行われる事業で総務省令で定めるものとする。

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

**第十二条** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一 略

十二 高齢者向け特定貸家基準住居部分 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分でその床面積が三十平方メートル以上百八十平方メートル以下であるものをいう。

十三 略

2～11 略

12 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 略

ロ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの

を受けていること。

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

**第十二条** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一 略

十二 高齢者向け特定貸家基準住居部分 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百十平方メートル以下であるものをいう。

十三 略

2～11 略

12 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 略

ロ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの又はサービス付き高齢者向

け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること。

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第十二条の四 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の四 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅

用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

□ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相

用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相

当する土地

八 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

## 当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

一一

前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被

二  
略

前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被

災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。)が平成二十八年四月十三日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分(法附則第十六条の二第三項に規定する専有部分をいう。第十三項において同じ。) (第七項において「特定専有部分」という。)のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘(第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。)の用に供する部分を除く。)であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6～10 略

11 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋(以下この条において「被災家屋」という。)の所有者(当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第十六条の二第十項に規定する取得され、又は改築された家屋(第十三項において「特例適用家屋」という。)に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人(法人税法第二条第十二号の三)に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四

災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。)が平成二十八年四月十三日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分(法附則第十六条の二第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。第七項において「特定専有部分」という。)のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘(第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。)の用に供する部分を除く。)であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6～10 略

号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

12|

|法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める区域は、平成二十八年熊本地震に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域（第十六項において「被災区域」という。）とする。

13|法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十二条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。次号及び同項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第十一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗

じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、

(一)をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者(法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。

)が同条又は法第七百二十二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額(当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額)又は都市計画税額(当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額)に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、(一)をそれぞれ乗じて得た額)

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額

(当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額)又は都市計画税額(当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額)に、被災家屋の床面積(当該被災家屋の床面積が第十一項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に

係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

14|

|前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

15|

|法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

|一 法附則第十六条の二第十一項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第十七項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

|二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

|三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

|四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させた

ときにおけるその分割に係る分割承継法人

16| 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。

17| 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。）

第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法附則第十六条の二第十一項に規定する取得又は改良が行された償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合における代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。）

第十五項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

18| 第十一項又は第十五項に規定する者が法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規

定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

19| 略

（平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の五 法附則第十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、

次に掲げる者とする。

一 平成三十年度に係る賦課期日における法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成三十年六月二十八日以後に当該法人をその当事

11|

略

者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成三十年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二 平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若

しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（二の号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成三十年六月二十八日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

4 法附則第十六条の三第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成三十年六月二十七日において被

災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合、その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

口 従前所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合、従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等

が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの（当該面積）を超える場合には、当該面積の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの（当該面積）の合計に相当する土地

二

被災共用土地等である土地　当該土地に係る次の表の上欄に掲げる  
 被災区分所有家屋（法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所  
 有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及  
 び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部  
 分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当  
 該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合に  
 は、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所  
 有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被  
 災区分所有家屋に係る土地を除く。）

イ ロに掲げる被災区 分所有家屋以外の 被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	二分の一以上	四分の一以上二分の一未満	一・〇	〇・五	率	被災区分所有家屋
							被災区分所有家屋に係る居 住部分に相当する部分の割合
地上階数五以上を 有する耐火建築物 であつた被災区分 所有家屋	四分の一以上四分の三未満						
四分の三以上	〇・七五						

5

前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部  
 分の割合とは、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において平成  
 三十年六月二十七日において有していた被災共用土地等に係る共有持分  
 を引き続き有している従前所有者等（令和三年度又は令和四年度に係る

賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成三十年六月二十七日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第十六条の三第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 | 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7 | 法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 | 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成三十年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 | 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応

じ、それぞれ次に定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの  
　　当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの  
　　当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下この口において「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものについては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 | 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関する事項は、総務省令で定める。

9 | 法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

前項の規定は、法附則第十六条の三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11| 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない農地)

**第十四条の四** 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める農地は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等を支払うこととなつていて農地（以下この条において「賃借農地」という。）のうち、次に掲げるものとする。

一～三 略

四 令和二年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定（同項の表の市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度の項に係る部分に限る。）の適用があつたもの

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

**第十五条** 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

**第十五条** 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条

(市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない農地)

**第十四条の四** 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める農地は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等を支払うこととなつていて農地（以下この条において「賃借農地」という。）のうち、次に掲げるものとする。

一～三 略

四 令和二年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定（同項の表の市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度の項に係る部分に限る。）の適用があつたもの

条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十二条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一九 略

十 法附則第十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により算定した市街化区域農地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

十一～二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で令和三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「令和三年度一般農地等」という。）、同条第六項第三

条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十二条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一九 略

十 法附則第十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した市街化区域農地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

十一～二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成三十年度から令和二年までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成三十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十年度一般農地等」という。）、同条第六項第三

号に掲げる農地で令和四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「令和四年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「令和五年度一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が令和三年度一般農地等にあつては令和二年一度、令和四年度一般農地等にあつては令和三年度、令和五年度一般農地等にあつては令和四年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る令和三年度一般農地等にあつては令和三年度分、令和四年度一般農地等にあつては令和四年度分、令和五年度一般農地等にあつては令和五年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定

号に掲げる農地で令和元年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「令和元年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「令和二年度一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成三十年度一般農地等にあつては平成二十九年度、令和元年度一般農地等にあつては平成三十年度、令和二年度一般農地等にあつては令和元年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成三十年度一般農地等にあつては平成三十年度分、令和元年度一般農地等にあつては令和元年度分、令和二年度一般農地等にあつては令和二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成三十年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定

の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

#### 一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

#### (特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

**第十八条の三** 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

#### 一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和元年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成三十年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

#### (特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

**第十八条の三** 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

- 2 特定管理株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第五項において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納稅義務者が有するそれぞれの特定管理口座（同条第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この項及び第五項において同じ。）ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等（同条第二項に規定する株式等をいう。第五項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。
- 3 略
- 4 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

- 2 特定保有株式（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定保有株式をいう。以下この条において同じ。）当該特定保有株式となつた特定管理株式等であつた株式が特定管理口座（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条において同じ。）から払い出された時において次項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額
- 3 略
- 2 特定管理株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第五項において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納稅義務者が有するそれぞれの特定管理口座（同条第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この項及び第五項において同じ。）ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等（同条第二項に規定する株式等をいう。第五項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。
- 4 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 略

5及び6 略

(東日本大震災に係る法人の事業税の特例)

**第二十九条 第二十二条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第十三条の規定による改正前の震災特例法第十五**

条の規定により法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「法人税法第八十条第五項又は第一百四十四条の十三第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この項において「旧震災特例法」という。)第十五条第一項」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた旧震災特例法第十五条第一項」に

規定する繰戻対象震災損失金額(以下この項において「繰戻対象震災損失金額」という。)と、「法人税法第八十条又は第一百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、「その欠損金額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金額」と、「欠損金

一 略

二 略

5及び6 略

(東日本大震災に係る法人の事業税の特例)

**第二十九条 第二十二条の規定は、震災特例法**

第十五条の規定により法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「法人税法第八十条第五項又は第一百四十四条の十三第十一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)

条第一項」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額(以下この項において「繰戻対象震災損失金額」という。)と、「法人税法第八十条又は第一百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、「その欠損金額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金額」と、「欠損金

額又は個別欠損金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額」と読み替えるものとする。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

2及び3 略

4 法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平

額又は個別欠損金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額」と読み替えるものとする。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

2及び3 略

4 法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平

成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積に相当する土地）

口 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積に相当する土地）

口 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二  
略

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続

二  
略

宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続

き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成二十三年三月十日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。）（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6～30 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第三十九条 法附則第六十四条に規定する先端設備等に該当する事業の用に供する特例対象資産で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一家屋 一の家屋の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号及び第四号において同じ。）の取得価額が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で

き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成二十三年三月十日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。）（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6～30 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第三十九条 法附則第六十四条に規定する先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一家屋 一の家屋の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号において同じ。）が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

定めるもの

四　器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

五　建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

六　構築物　一の構築物の取得価額が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

2

法附則第六十四条に規定する中小事業者等が同条に規定する特例対象資産について同条の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該特例対象資産が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該特例対象資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

（令和三年度から令和八年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

第四十条　法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十条の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同条中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

2

法附則第六十四条に規定する中小事業者等が同条に規定する家屋及び構築物について同条の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該構築物が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該構築物の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

（令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

第四十条　法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十条の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同条中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

第二条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

		改 正 後	改 正 前
附 則		附 則	
(法人の事業税の課税標準の特例)			
第六条の二	略	第六条の二	略
2 ～ 8	略	2 ～ 8	略
9	法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額（以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。）を同条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とする。	9	法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額
。	に相当する収入金額とする		

第三条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号））

	改 正 後	改 正 前
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。	（中略）	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第八条の六第一項中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削り、「予定申告法人（以下この条）を「予定申告法人（次項及び第四項）に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日（法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次項第一号及び第六項において同じ。）」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「に六」を「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項及び第三項において「中間期間」という。）の月数」に改め、同条第二項中「適格合併（一）を「前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（一）に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）	第八条の六第一項中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削り、「予定申告法人（以下この条）を「予定申告法人（次項及び第四項）に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日（法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次項第一号及び第六項において同じ。）」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「に六」を「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項及び第三項において「中間期間」という。）の月数」に改め、同条第二項中「適格合併（一）を「前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（一）に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）	

。)であるときは」に改め、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、「を削り、同項第一号中「(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)及び「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「又は各連結事業年度」を削り、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項」  
、  
第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「第九項若しくは」を「第九項又は」に改め、「又は個別帰属法人税額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合」、「又は個別帰属特別控除取戻税額等」及び「又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額(法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。)の課税標準の算定期間(当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。)」(次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。)」を削り、同項第二号中「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合」を「中間期間」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「当該合併法人の中間期間」に改め、「当該確定法人税割額」の下に「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」を加え、「同条第三項中「予定申告法人」を「合併法人」に、「ときは、その」を「ときは、」に改め、「かかわらず、」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同条第六項中「(連結事

。)であるときは」に改め、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、「を削り、同項第一号中「(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)及び「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「又は各連結事業年度」を削り、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「第九項若しくは」を「第九項又は」に改め、「又は個別帰属法人税額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合」、「又は個別帰属特別控除取戻税額等」及び「又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額(法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。)の課税標準の算定期間(当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。)」(次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。)」を削り、同項第二号中「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合」を「中間期間」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「当該合併法人の中間期間」に改め、「当該確定法人税割額」の下に「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」を加え、「同条第三項中「予定申告法人」を「合併法人」に、「ときは、その」を「ときは、」に改め、「かかわらず、」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同条第六項中「(連結事

業年度に該当する期間を除く。)」を削り、「当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る。

(中略)

第八条の十三の見出しを「(法第五十三条第三項の政令で定める額)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第五項」を「法第五十三条第三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第二項を削る。

(中略)

第八条の十七の見出しを「(法第五十三条第十三項の政令で定める額)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第九項」を「法第五十三条第十三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第二項を削る。

(中略)

第八条の二十の見出しを「(法第五十三条第二十三項第一号の政令で定める額等)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号」を「法第五十三条第二十三項第一号」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の九第四項」を「第四十二条の三第五項、第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第五十三条第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項

業年度に該当する期間を除く。)」を削り、「当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る。

(中略)

第八条の十三の見出しを「(法第五十三条第三項の政令で定める額)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第五項」を「法第五十三条第三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第二項を削る。

(中略)

第八条の十七の見出しを「(法第五十三条第十三項の政令で定める額)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第九項」を「法第五十三条第十三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第二項を削る。

(中略)

第八条の二十の見出しを「(法第五十三条第二十三項第一号の政令で定める額等)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号」を「法第五十三条第二十三項第一号」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の九第四項」を「第四十二条の三第五項、第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第五十三条第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項

中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十二項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

(中略)

第八条の二十三の見出しを「（法第五十三条第二十六項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十五項」を「法第五十三条第二十六項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項」、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

(中略)

第九条の七第一項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「この条」の下に「及び次条第四項」を加え、「並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第二項中「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額」を削り、「第七項」を「第六項」に、「計算した額（以下この条」を「計算した額（以下この条、次条第二項」に、「又は各連結事業年度（これらの」を「（これら」に改め、「除くものとし」の下に「当該法人が同法第二条第十号の七の二に規定する通算法人（以下この項及び第八項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以

中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

(中略)

第八条の二十三の見出しを「（法第五十三条第二十六項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十五項」を「法第五十三条第二十六項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

(中略)

第九条の七第一項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額」を削り、「第七項」を「第六項」に、「計算した額（以下この条」を「計算した額（以下この条、次条第二項」に、「又は各連結事業年度（これらの」を「（これら」に改め、「除くものとし」の下に「当該法人が同法第二条第十号の七の二に規定する通算法人（以下この項及び第八項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以

下この項において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該法人又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該法人に係る通算親法人（法人税法第二条第十二条の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「同法第二条第十二条の七の七に規定する通算完全支配関係（第八項において「通算完全支配関係」という。）」に、「連結法人（同法第二条第十二条の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得（同法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に、「及び第四十八条の十三」を「、次条第一項、第四十八条の十三及び第四十八条の十三の二第二項」に、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に改め、「、第八十一条の十五」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第五十三条第二十六条」を「第五十三条第三十八項」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第三項中「（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項第一号中「（以下この項」を「次号」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規

下この項において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該法人又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該法人に係る通算親法人（法人税法第二条第十二条の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「同法第二条第十二条の七の七に規定する通算完全支配関係（第八項において「通算完全支配関係」という。）」に、「連結法人（同法第二条第十二条の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得（同法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に

定により当該外国関係会社の所得に対し課される外国法人税の額とみなされるものを含む。」)を削り、「課税対象金額(同法)を「租税特別措置法」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。)、部分課税対象金額(同法第六十六条の六第六項)を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は金融子会社等部分課税対象金額(同法第六十六条の六第八項)を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。)を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)」を削り、「課税対象金額(同法第六十六条の九の二第一項)を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。)、部分課税対象金額(同法第六十六条の九の二第六項)を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は金融関係法人部分課税対象金額(同法第六十六条の九の二第八項)を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるも

定により当該外国関係会社の所得に対し課される外国法人税の額とみなされるものを含む。」)を削り、「課税対象金額(同法)を「租税特別措置法」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。)、部分課税対象金額(同法第六十六条の六第六項)を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は金融子会社等部分課税対象金額(同法第六十六条の六第八項)を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。)を削り、「課税対象金額(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)」を削り、「同項第三号中「(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)」を削り、「課税対象金額(同法第六十六条の九の二第一項)を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。)、部分課税対象金額(同法第六十六条の九の二第六項)を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は金融関係法人部分課税対象金額(同法第六十六条の九の二第八項)を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」)(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるも

のを含む。」」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第一百四十二条の三」を「第一百四十四条第六項第一号」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額」を削り、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に、「この条、」を「この項、」に、「及び第五十七条の二の四」を「、第四十八条の十三の二第二項及び第五十七条の二の四第二号ロ」に、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは同令第百九十七条第四項」を「又は同令第百九十七条第四項」に改め、「若しくは同令第百五十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）」を削り、「第四十八条的十三第九項」を「第四十八条的十三第八項」に、「第三百二十二条的八第二十六項」を「第三百二十二条的八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、

のを含む。」」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第一百四十二条の三」を「第一百四十四条第六項第一号」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額」を削り、「第四十八条的十三第八項」を「第四十八条的十三第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十八条的十三第八項」を「第四十八条的十三第七項」に、「この条、」を「この項、」に、「第五十七条的二の四」を「第五十七条的二の四第二号ロ」に、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは同令第百九十七条第四項」を「又は同令第百九十七条第四項」に改め、「若しくは同令第百五十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）」を削り、「第四十八条的十三第九項」を「第四十八条的十三第八項」に、「第三百二十二条的八第二十六項」を「第三百二十二条的八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、

「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」とい  
う。）」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三  
年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度  
」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が通算法人（通算法人  
であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において  
「」を加え、「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を「事業年度  
のうちいづれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度  
終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支  
配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法  
人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付す  
ることとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度  
の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り  
、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了  
する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項第二号中「分割等前三年内  
事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度  
」及び「又は各連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該分割  
法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において  
同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該分  
割法人等又は」を「事業年度のうちいづれかの事業年度（当該分割法人等  
に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日  
において」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結

「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」とい  
う。）」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三  
年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度  
」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が通算法人（通算法人  
であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において  
」を加え、「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を「事業年度  
のうちいすれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度  
終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支  
配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法  
人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付す  
ることとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度  
の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り  
、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了  
する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項第二号中「分割等前三年内  
事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度  
」及び「又は各連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該分割  
法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において  
同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該分  
割法人等又は」を「事業年度のうちいすれかの事業年度（当該分割法人等  
に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日  
において」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結  
法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日  
に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納



、「連結事業年度」を削り、「第二十三項第三号」を「第二十二項第三号」に  
、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、同項を同  
条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連  
結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項  
」に、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「第  
十項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十  
項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は  
各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「分割等前三年内  
事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第十一項各号」を「第  
十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項  
」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度  
」を削り、「法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度開始日  
」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合  
併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前  
三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法  
人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日  
」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十  
五項中「第九項第二号」を「第八項第二号」に改め、「応じ、」の下に「  
それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等の」を「分  
割等前三年内事業年度の」に、「当該分割等前三年内事業年度等」を「当  
該分割等前三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等前三年内事業年度  
等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年  
内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第八項後段」を「第

「連結事業年度」を削り、「第二十三項第三号」を「第二十二項第三号」に  
「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、同項を連  
条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連  
結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項  
」に、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「第  
十項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十  
三項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は  
各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「分割等前三年内  
事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第十一項各号」を「第  
十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項  
」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度  
」を削り、「法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度開始日  
」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合  
併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前  
三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法  
人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日  
」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十  
五項中「第九項第二号」を「第八項第二号」に改め、「応じ、」の下に「  
それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等の」を「分  
割等前三年内事業年度の」に、「当該分割等前三年内事業年度等」を「当  
該分割等前三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等前三年内事業年度  
等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年  
内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第八項後段」を「第

七項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号）を「規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号）に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。）」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「この項」の下に「及び第二十七項」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規

七項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号）を「規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号）に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。）」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「この項」の下に「及び第二十七項」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規

定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「若しくは第百四十四条の六第一項」を「又は第百四十四条の六第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六条に規定する連結申告法人に限る。）」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「又は前連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十項」を「における第十九項」に、「合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額」に、「合併前三年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十

定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「若しくは第百四十四条の六第一項」を「又は第百四十四条の六第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六条に規定する連結申告法人に限る。）」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「又は前連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十項」を「における第十九項」に、「合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額」に、「合併前三年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十

一項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十項」に、「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度の控除未済外国法人税等額」を「分割等前三年内事業年度等の控除未済外國法人税等額」を「分割等前三年内事業年度等の控除未済外國法人税等額」を「分割等前三年内事業年度における第二十項区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「分割承継等事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を「所得等申告法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度等開始日」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十一項第二号」を「第二十項第二号」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別調整国外所得金額」を削り、同項を同条

一項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十項」に、「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十項」を「における第十九項」に、「分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「分割等前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「分割承継等事業年度」を「分割承継等事業年度等」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項第四号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を「所得等申告法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度開始日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十一項第二号」を「第二十項第二号」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別調整国外所得金額」を削り、同項を同条

第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「又は連結事業年度に係る」を「に係る」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に、「第七項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第八項又は第二十項」を「第七項又は第十九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年

第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「又は連結事業年度に係る」を「に係る」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に、「第七項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第八項又は第二十項」を「第七項又は第十九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年

度」を削り、同項を同条第二十九項とする。

第九条の七の次に次の二条を加える。

(税額控除不足額相当額の控除等)

**第九条の七の二** 前条第十九項から第二十七項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十一項に規定する税額控除不足額をいう。次項及び第四項において同じ。）のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 | **二** 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第四十一項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について前条第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道

度」を削り、同項を同条第二十九項とする。

府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数)に按分して計算した額とする。

3| 前項の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第四十二項(同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。)の規定により関係道府県ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額(同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。)について準用する。

4| 法第五十三条第四十一項の規定は、同条第一項、第二十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。)に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある場合(第一項において準用する前条第十九項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合)に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第四十一項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認

める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第五十三条第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第九条の八中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第五十二項」に改める。

第九条の八の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第五十二項」に改める。

第九条の八の三の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の四の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第五十三項」に改める。

第九条の八の五（見出しを含む。）中「第五十三条第三十五項第三号」を「第五十三条第五十四項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第五十六項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第五十六項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十二条第五十六項」に、「同条第三十五項」を「同条第五十四項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第五十七項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして

第九条の八中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第四十四項」に改める。

第九条の八の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第四十四項」に改める。

第九条の八の三の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の四の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第四十五項」に改める。

第九条の八の五（見出しを含む。）中「第五十三条第三十五項第三号」を「第五十三条第四十六項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第四十八項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第四十八項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第四十八項」に、「同条第三十五項」を「同条第四十六項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第四十九項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして

適用する場合及び同条第三十一項」を「第五十三条第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項）において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書）を「以下この号において同じ。」が提出された日（当該法第五十三条第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書）に改め、「又は法第五十三条第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）」を削り、同項第二号中「第五十三条第二十八項又は第二十九項」を「第五十三条第四十八項」に、「これらの規定」を「同項」に改める。

（中略）

第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」を「第七十二条の二十三第一項」に改め、「連結申告法人以外の」を削り適用する場合及び同条第三十一項」を「第五十三条第四十項（同条第四十九項（同条第四十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第四十二項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書）を「以下この号において「法人の道府県民税の確定申告書」という。」が提出された日（当該法人の道府県民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の道府県民税の確定申告書）に改め、「又は法第五十三条第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）」を削り、同項第二号中「第五十三条第二十八項又は第二十九項」を「第五十三条第四十項」に、「これらの規定」を「同項」に改める。

（中略）

第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」を「第七十二条の二十三第一項」に改め、「連結申告法人以外の」を削り適用する場合及び同条第三十一項」を「第五十三条第四十項（同条第四十九項（同条第四十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第四十二項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書）を「以下この号において「法人の道府県民税の確定申告書」という。」が提出された日（当該法人の道府県民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の道府県民税の確定申告書）に改め、「又は法第五十三条第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）」を削り、同項第二号中「第五十三条第二十八項又は第二十九項」を「第五十三条第四十項」に、「これらの規定」を「同項」に改める。

（中略）

、「算定する場合には」の下に「法人税法施行令第百十二条の二第六項から第八項の規定の例によらないものとし」を加え、「上欄」を「第一欄に掲げる法令の同表の第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

租税特別措置法	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	略
					開始

、「算定する場合には」の下に「法人税法施行令第百十二条の二第六項から第八項の規定の例によらないものとし」を加え、「上欄」を「第一欄に掲げる法令の同表の第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
			略


第二十条の三第二項から第四項までを削る。

第二十一条第一項中「又は当該各事業年度終了日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条及び第三十二条の三第一項第一号において同じ。）」を削り、「開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「中間期間を含む」を「中間期間をいう」に改め、「生じた欠損金額」の下に「（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「又は個別帰属損金額」、「又は第五十八条第一項本文」及び「又は個別欠損金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の第一欄に掲げる法


第二十条の三第二項から第四項までを削る。

第二十一条第一項中「又は当該各事業年度終了日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条及び第三十二条の三第一項第一号において同じ。）」を削り、「開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「中間期間を含む」を「中間期間をいう」に改め、「生じた欠損金額」の下に「（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「又は個別帰属損金額」、「又は第五十八条第一項本文」及び「又は個別欠損金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の第一欄に掲げる法

令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

租税特別措置法	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第六十六条 の十一の四 号  第二項第一	あるもの、同法			
百四十四条の十三の規定によ り還付を受けるべき金額の計 算の基礎となつたもの（同法 第八十条第十二項又は第十三 項の規定の適用がある場合に は、これらの規定により還付 を受けるべき金額の計算の基 礎となつた金額とされたもの ）	もの及び同法第八十条又は第 一百四十四条の十三の規定によ り還付を受けるべき金額の計 算の基礎となつたもの（同法 第八十条第十二項又は第十三 項の規定の適用がある場合に は、これらの規定により還付 を受けるべき金額の計算の基 礎となつた金額とされたもの ）	あるもの、 同法	あるもの 及び同法	あるもの 及び同法
略				

第二十一条第三項中「規定する完全支配関係」の下に「（以下この項において「完全支配関係」という。）」を加える。

（中略）

第四十八条の十三第一項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、「この条」の下に「及び次条第四項

令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
略			

第二十一条第三項中「規定する完全支配関係」の下に「（以下この項において「完全支配関係」という。）」を加える。

（中略）

第四十八条の十三第一項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め

「」を加え、「並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第二項中「又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が」を「において課された外国の法人税等の額が」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に改め、「第八十一条の十五」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第三百二十二条の八第二百六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同条第三項中「第三百二十二条の八第二百六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同項第二項を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」を削り、「課税対象金額（同法）を「租税特別措置法」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項）を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項）を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（同法第六十六条の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対する課される

「」を加え、「並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第三百二十二条の八第二百六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同条第三項中「第三百二十二条の八第二百六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」を削り、「課税対象金額（同法）を「租税特別措置法」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項）を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項）を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、「同項第二号を削り、同項第三号中「（同法第六十六条の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対する課される

外国法人税の額とみなされるものを含む。」を削り、「課税対象金額（同法第六十六条の九の二第一項）を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項）を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項）を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項）を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第一百四十二条の三」を「第一百四十二条の八第三十八項」に改め、同条第五項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同項を

外国法人税の額とみなされるものを含む。」を削り、「課税対象金額（同法第六十六条の九の二第一項）を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項）を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項）を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第一百四十二条の三」を「第一百四十二条の八第三十八項」に改め、同条第五項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同項を

同条第八項とし、同条第十項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度等」という。」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人（以下この項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条及び第四十八条の十五の五第四項において同じ。）」を「同条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係（次号において「通算完全支配関係」という。）」に、「連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を」「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次号において同じ。）」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了す

同条第八項とし、同条第十項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）」を削り、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人（以下この項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条及び第四十八条の十五の五第四項において同じ。）」を「同条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係（次号において「通算完全支配関係」という。）」に、「連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を」「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次号において同じ。）」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了す

る当該法人の事業年度以前の」に改め、同項第二号中「分割等前二年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該分割法人等又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日ににおいて」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「合併前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「合併前三年内事業年度の控除限度超過額」に、「合併前三年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十三項第二号」を「第二十二項第二号」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項

る当該法人の事業年度以前の」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該分割法人等又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日ににおいて」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「合併前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「合併前三年内事業年度の控除限度超過額」に、「合併前三年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十三項第二号」を「第二十二項第二号」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項

中「第十項」を「第九項」に、「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「分割等前三年内事業年度の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三項第三号「内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十四項第三号」を「第二十三項第三号」に、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、同項を同割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十四項第三号」を「第二十三項第三号」に、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「第八項」に、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「第十一項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第十二項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」

人等三年内事業年度等」を「被合併法人等三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十項第二号」を「第九項第二号」に改め、「応じ、「」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等三年内事業年度等の」を「分割等三年内事業年度の」に、「当該分割等三年内事業年度等の」を「当該分割等三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等三年内事業年度等」を「分割等三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等三年内事業年度等」を「分割等三年内事業年度」に、「第九項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十六項第一号）を「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号）に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十六項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第十項」を「第九項」に、「三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十八項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十八項において同じ。）」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了

を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十項第二号」を「第九項第二号」に改め、「応じ、「」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等の」を「分割等前三年内事業年度の」に、「当該分割等前三年内事業年度等の」を「当該分割等前三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第九項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十六項第一号）を「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号）に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十六項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第十項」を「第九項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十八項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十八項において同じ。）」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了

の日に終了するものであるときに限る。)」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、」「の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「この項」の下に「及び第二十八項」を加え、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「若しくは第百四十四条の六第一項」を「又は第百四十四条の六第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人(同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、「又は前連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は連結事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内

の日に終了するものであるときに限る。)」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、」「の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「この項」の下に「及び第二十八項」を加え、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「若しくは第百四十四条の六第一項」を「又は第百四十四条の六第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人(同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改め、「又は前連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は連結事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内



「事業年度」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を「所得等申告法人三年前事業年度開始日」に、「合併三年内事業年度等又は分割等前二年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十二項第二号」を「第二十一項第二号」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別調整国外所得金額」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「(当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。)」を、「同項中」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「

「事業年度」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二项」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を「所得等申告法人三年前事業年度開始日」に、「合併三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十二項第二号」を「第二十一項第二号」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別調整国外所得金額」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「

又は各連結事業年度」を削り、「第二十一項」を「第二十項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「又は連結事業年度に係る」を「に係る」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に、「第八項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第三十項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第九項又は第二十一項」を「第八項又は第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同項を同条第三十項とする。

第四十八条の十三の次に次の二条を加える。

(税額控除不足額相当額の控除等)

第四十八条の十三の二 前条第二十項から第二十八項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額（法第三百二十二条の八第四十一項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。）のうち、当該法人税割額を超えることとなるため

又は各連結事業年度」を削り、「第二十一項」を「第二十項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「又は連結事業年度に係る」を「に係る」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に、「第八項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第三十項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第九項又は第二十一項」を「第八項又は第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同項を同条第三十項とする。

控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 | 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十二条の八第四十一項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十二条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について前条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数）に按分して計算した額とする。

3 | 前項の規定は、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十二条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定により関係市町村ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。）について準用する。

4 | 法第三百二十二条の八第四十一項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第二項

の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。）に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある場合（第一項において準用する前条第二十項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第三百二十二条の八第四十一項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第三百二十二条の八第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第四十八条の十四中「第三百二十二条の八第三十三項」を「第三百二十二条の八第五十二項」に改める。

第四十八条の十四の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第三百二十二条の八第三十三項」を「第三百二十二条の八第五十二項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十二条の八

第四十八条の十四中「第三百二十二条の八第三十三項」を「第三百二十二条の八第四十四項」に改める。

第四十八条の十四の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第三百二十二条の八第三十三項」を「第三百二十二条の八第四十四項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十二条の八

第三十四項」を「第三百二十二条の八第五十三項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出し中「第三百二十二条の八第三十四項」を「第三百二十二条の八第五十三項」に改め、同条第一項中「第三百二十二条の八第三十四項」を「第三百二十二条の八第五十三項」に、「同条第三十四項」を「同条第五十三項」に改める。

第四十八条の十四の五（見出しを含む。）中「第三百二十二条の八第三十五項第三号」を「第三百二十二条の八第五十四項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十二条の八第三十七項」を「第三百二十二条の八第五十六項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出し中「第三百二十二条の八第三十七項」を「第三百二十二条の八第五十六項」に改め、同条第一項中「第三百二十二条の八第三十七項」を「第三百二十二条の八第五十六項」に、「同条第三十五項」を「同条第五十四項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十二条の八第三十八項」を「第三百二十二条の八第五十七項」に改め、同条第三項中「読み替えて」を削る。

第三十四項」を「第三百二十二条の八第四十五項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出し中「第三百二十二条の八第三十四項」を「第三百二十二条の八第四十五項」に改め、同条第一項中「第三百二十二条の八第三十四項」を「第三百二十二条の八第四十五項」に、「同条第三十四項」を「同条第四十五項」に改める。

第四十八条の十四の五（見出しを含む。）中「第三百二十二条の八第三十五項第三号」を「第三百二十二条の八第四十六項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十二条の八第三十七項」を「第三百二十二条の八第四十八項」に改め、同条第一項中「第三百二十二条の八第三十七項」を「第三百二十二条の八第四十八項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十二条の八第三十八項」を「第三百二十二条の八第四十九項」に改め、同条第三項中「読み替えて」を削る。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十二条の八第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項）を「第三百二十二条の八第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項）において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「若しくは法第三百二十二条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出

第三十四項」を「第三百二十二条の八第四十五項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十二条の八第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項）を「第三百二十二条の八第四十九項（同条第五十項）において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「若しくは法第三百二十二条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出

された場合にはこれらの申告書」を「以下この号において同じ

。）が提出された日（当該法第三百二十一条の八第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書」に改め、「又は法第三百二十一条の八第二十九項（

同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これら

の申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）」を削り、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十八項又は第二十九項」を「第三百二十二条の八第四十八項」に改める。

（中略）

第五十七条の二中「及び第四十八条の十三第三十項」を「、第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条の表第四十八条の十の項及び第四十八条の十の三の項中「市町村民税」を「市町村に」に、「都民税」を「都道府県に」に、「市町村」を「関係市町村」に、「都道府県」を「関係都道府県」に改め、同表第四十八条の十の六の項中「第四十八条の六」を「第四十八条の十の四」に改め、同表第四十八条の十一の四、第

された場合にはこれらの申告書」を「以下この号において「法人の市町村民税の確定申告書」という。）が提出された日（当該法人の市町村民税の確定申告書が

その提出期限前に提出された場合には当該法人の市町村民税の確定申告書」に改め、「又は法第三百二十一条の八第二十九項（

同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これら

の申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）」を削り、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十八項又は第二十九項」を「第三百二十二条の八第四十項」に改める。

（中略）

第五十七条の二中「、第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の十三第二十七項

」に改め、同条の表第四十八条の十の項及び第四十八条の十の三の項中「市町村民税」を「市町村に」に、「都民税」を「都道府県に」に、「市町村」を「関係市町村」に、「都道府県」を「関係都道府県」に改め、同表第四十八条の十の六の項中「第四十八条の六」を「第四十八条の十の四」に改め、同表第四十八条の十一の四、第

四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三の項中「第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三」を「第四十八条の十一の八、第四十八条の十一の十五、第四十八条の十一の二十、第四十八条の十一の二十三及び第四十八条の十一の二十七」に改め、同表第四十八条の十二第一項の項を次のように改める。

略

(中略)

第五十七条の二の四中「準用する法第三百二十二条の八第二十六項」を「準用する法第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同条第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八条」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」を「において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」を削り、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改める。

第五十七条の二の七を第五十七条の二の八とし、第五十七条の二の六を第五十七条の二の七とする。

第五十七条の二の五中「第三項を」を「第二項後段を」に改め、同条第五十七条の二の六とする。

第五十七条の二の四の次に次の一条を加える。  
第五十七条の二の五 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三の項中「第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三」を「第四十八条の十一の八、第四十八条の十一の十五、第四十八条の十一の二十、第四十八条の十一の二十三及び第四十八条の十一の二十七」に改め、同表第四十八条の十二第一項の項を次のように改める。

略

(中略)

第五十七条の二の四中「準用する法第三百二十二条の八第二十六項」を「準用する法第三百二十二条の八第三十八項」に改め、同条第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八条」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」を「において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」を削り、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改める。

第五十七条の二の五中「第三項を」を「第二項後段を」に改める

。

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十二条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額（同条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該事業年度の法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額
- 二 当該事業年度の法第三百二十二条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額

2 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十二条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。

四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。

。) の規定により都民税の法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額(同条第四十二項(同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。)に規定する税額控除超過額相当額をいう。)は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の法第五十三条第四十二項(同条第四十五項及び第団十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する税額控除超過額相当額(以下この号において「税額控除超過額相当額」という。)から同条第四十二項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

二 当該事業年度の法第三百二十二条の八第四十二項(同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する税額控除超過額相当額(以下この号において「税額控除超過額相当額」という。)から同条第四十二項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

(中略)

附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万元」とあるのは「百二十五万元」と、同条第二項第二号中」に、「、「法」を「「法」に改める。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

附則第三十六条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月一日」に改め、同条第三項第一号中「第五十三条第一項若しくは」を「第五

附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万元」とあるのは「百二十五万元」と、同条第二項第二号中」に、「、「法」を「「法」に改める。

附則第三十六条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月一日」に改める

十三条第一項又は「に改め、「又はその連結事業年度の法第五十三条第四項若しくは第三百二十二条の八第四項の規定による申告書の提出期限」を削り、同条第五項第一号中「第五十三条第一項後段若しくは第三項」を「第五十三条第一項後段若しくは第二項後段」に、「第三項の規定により」を「第二項後段の規定により」に、「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第三百二十二条の八第二十二項」を「第三百二十二条の八第三十四項」に改める。

## 附 則

(事業税に関する経過措置)

### 第四条 略

2及び3 略

4 四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、所得税法等改正法附則第二十条第三項、第四項、第八項及び第十三項並びに第二十一条第二項、第四項及び第六項の規定の例によらないものとし、次の表の上欄に掲げる所得税法等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

附則第二十条第五項	第一項又は前項	略	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下「地方税法施
-----------	---------	---	--

附則第二十条第五項	第一項又は前項	略	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下「地方税法施
-----------	---------	---	--

附則第二十条第五項	第一項又は前項	略	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下「地方税法施
-----------	---------	---	--

「と、「又は第五十八 条第一項」とあるのは 改正法	（第二項又は令和二年 改正法	「と、「第九項又は」 とあるのは「第九項若 しくは」と、〔〕の規 定」とあるのは〔〕又 は令和二年改正法附則 第二十条第四項の規定 「と	「令和二年改正法	改正法	「読み替えられた り読み替えられた	この項又は 行令の一部を改正する 政令（令和二年政令第 二百六十四号）附則第 四条第四項の規定によ り読み替えられた	この項又は地方税法施 行令の一部を改正する 政令（令和二年政令第 二百六十四号）附則第 四条第四項の規定によ り読み替えられた	この項又は 行令の一部を改正する 政令（令和二年政令第 二百六十四号）附則第 四条第四項の規定によ り読み替えられた	「行令改正令」という。 ）附則第四条第四項の 規定により読み替えら れた第一項
---------------------------------	-------------------	--	----------	-----	----------------------	---	--	---	--

「と、「又は第五十八 条第一項」とあるのは 改正法	（第二項又は令和二年 改正法	「と、「第九項又は」 とあるのは「第九項若 しくは」と、〔〕の規 定」とあるのは〔〕又 は令和二年改正法附則 第二十条第四項の規定 「と	「令和二年改正法	改正法	「読み替えられた り読み替えられた	この項又は 行令の一部を改正する 政令（令和二年政令第 二百六十四号）附則第 四条第四項の規定によ り読み替えられた	この項又は地方税法施 行令の一部を改正する 政令（令和二年政令第 二百六十四号）附則第 四条第四項の規定によ り読み替えられた	この項又は 行令の一部を改正する 政令（令和二年政令第 二百六十四号）附則第 四条第四項の規定によ り読み替えられた	「行令改正令」という。 ）附則第四条第四項の 規定により読み替えら れた第一項
---------------------------------	-------------------	--	----------	-----	----------------------	---	--	---	--

項	附則第二十一条第六	
第一項の規定により	第一項の規定により	<p>第一項又は令和二年改 正法附則第二十条第四 項」と、同条第六項及 び第七項第一号中「第 二項」とあるのは「第 二項又は令和二年改正 法附則第二十条第一項 」と、同条第八項第一 号中「第二項」とある のは「第二項又は令和 二年改正法附則第二十 条第一項」と、「又は 第五十八条第一項」と あるのは「若しくは第 五十八条第一項又は令 和二年改正法附則第二 十条第四項」と</p>
地方税法施行令改正令	地方税法施行令改正令	<p>読替え後の令和二年改 正法附則第二十条第一 项」とする</p>



号	附則第二百二十七條の二第一項第一号	附則第二百二十七條	の二第二項	附則第二百二十七條	同条の	「と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「法人税法第五十八条」と	「と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「法人税法第五十八条」と	「と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「法人税法第五十八条」と	令和二年法律第八号。	令和二年法律第八号。
前の地方税法施行令(行令改正令による改正)	九十六の二第一項第一号	旧措置法第六十八条の二第一項第一号	各連結事業年度で四年	各事業年度(連結事業年度に該当する期間に限る。)で地方税法施	み替えられた四年新措置法第六十六条の十一の四の	条の三の規定により読み替えた四年新措置法第六十六条の十一の四の	地方税法施行令第二十	う。」と 「と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「法人税法第五十八条」と	以下この号において「令和二年改正法」とい	られた

方税法施行令」 第三号において「旧地 百四十五号。次号及び 。)第二十条の三第二 項の規定により読み替 えられた四年旧措置法 第六十六条の十一の四 第一項第一号	附則第二百二十七号 の二第二項第二号	連結事業年度が 連結事業年度を	額 欠損控除前連結所得金 額 欠損控除前所得金額	第一項第一号
帰属額で	同条第三項第二号に規 定する連結欠損金個別	事業年度が 事業年度を	個別欠損金額（旧地方 税法施行令第二十条の 三第一項又は第二項の 規定により読み替えら れた旧法人税法第五十 七条第二項の規定によ り当該認定事業適応法 人の欠損金額又は個別 欠損金額とみなされた ものを除く。）で地方	



5

第一項		改正法		四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第五十六条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、同条の規定の例によるものとする。		第一項		第六十六条の十一の四 えられた四年旧措置法		項の規定により読み替	
「 という。」	附則第四	地方税法施行令改正令	号。第一号において「	地方税法施行令の一部	を改正する政令（令和二年政令第二百六十四	額の合計額のうち	及び個別超過控除対象	四年旧措置法第六十八	二項第二十二号の三に	連結事業年度に	事業年度に
				条の九十六の二第二項	規定する連結欠損金額	同条第二項		四年旧措置法第六十八	四年旧措置法第二条第	連結事業年度に	事業年度に
									二項第二十二号の三に		
									個別欠損金額		
										第一項	

超過控除対象額（同条）	連結事業年度に	各連結事業年度	第六十八条の九十六の二第一項	第六十八条の九十六の四	第六十六条の十一の四	第一項	事業年度に	各事業年度	個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する	連結事業年度に	各連結事業年度	第六十八条の九十六の二第一項	第六十六条の十一の四

第一項第一号

同項に

。)

え後の改正法」という

読み替えられた改正法

（次項において「読み替

条第四項の規定により

読み替えられた改正法

（次項において「読み替

え後の改正法」という

読み替えられた改正法

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三

度に該当する期間に限る。）で地方税法施行

の規定により読み替えられた同項に

事業年度（連結事業年

度に該当する期間に限

る。）で地方税法施行

令改正令による改正前

の地方税法施行令第二

十条の三第二項の規定

により読み替えられた

。

<p>において同じ。) があ</p> <p>額をいう。以下この号</p> <p>する個別超過控除対象</p> <p>額 (同条第二項に規定</p> <p>又は個別超過控除対象</p>	<p>がある</p>	<p>四 第二項</p> <p>法第六十六条の十一の</p>	<p>令第二十条の三第二項</p> <p>の規定により読み替え</p> <p>られた旧租税特別措置</p>	<p>改正前の地方税法施行</p> <p>法施行令改正令による</p> <p>過控除対象額 (地方税</p>	<p>う。以下この号において同じ。) のうちに超</p> <p>する個別欠損金額をい</p>	<p>の二十三第四項に規定</p> <p>和二十五年法律第二百</p> <p>二十六号) 第七十二条</p>	<p>号に掲げる規定による</p> <p>改正前の地方税法 (昭</p> <p>和二十六年法律第二百</p>	<p>五号) 附則第一条第五</p>	<p>第二項</p>
---	------------	--------------------------------	---	--	--	--	--	--------------------	------------

第二項		第一項第一号		連結欠損金額に係る超過控除対象額									
又は 十四号) 附則第四条第	改正法 令和二年政令第二百六 一部を改正する政令(	改正法 又は地方税法施行令の 読み替え後の改正法	計額 金額に口に掲げる金額 がハに掲げる金額のう ちに占める割合を乗じ て計算した金額	合計額 金額に口に掲げる金額の合 びニに掲げる金額の合 計額)	合計額(最終超過控除 対象額がない場合には 当該連結欠損金額に 係る当該認定事業適応 法人の個別超過控除対 象額並びにその計算の 基礎となつた同号口及 びニに掲げる金額の合 計額)	合計額(最終超過控除 対象額がない場合には 当該連結欠損金額に 係る当該認定事業適応 法人の個別超過控除対 象額並びにその計算の 基礎となつた同号口及 びニに掲げる金額の合 計額)	同条第二項第二号口、 二及びホ	同条第二項第二号口及 びハ	同条第二項第二号口及 びハ				

四項の規定により読み

替えられた

(地方自治法施行令の一部改正)

**第六条の二** 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第五十七条の二の六第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

**第七条の二** 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「同法」を「同法」に、「又は」とあるのは「」を「（）とあるのは「」に、「又は同法」と「（）と」に改める。

(地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

**第七条の三** 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第五十七条の二の七第一項及び」を「第五十七条の二の八第一項及び」に改め、同項の表第三十五条の四の七第一項の項及び第五十七条の二の七第一項の項中「第五十七条の二の七第一項」を「第五十七条の二の八第一項」に改め、同表第五十七条の二の七第一

項の表八月の項の項及び第五十七条の二の七第一項の表十二月の項及び三月の項並びに同条第二項の項中「第五十七条の二の七第一項の表」を第五十七条の二の八第一項の表に改め、同条第二項及び第三項中「第五十七条の二の七第一項」を「第五十七条の二の八第一項」に改める。

第四条による改正（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））

	改 正 後	改 正 前
<p>（指定納付受託者等の要件）</p> <p><b>第一百五十七条の二</b> 地方自治法第二百三十二条の二第一項及び第二百三十二条の二の四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 地方自治法第二百三十二条の二の三第一項に規定する納付事務 （次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>二 略</p>	<p>（指定代理納付者による歳入の納付）</p> <p><b>第一百五十七条の二</b> 地方自治法第二百三十二条の二第六項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 地方自治法第二百三十二条の二第六項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>二 略</p>	
<p>（強制執行等）</p> <p><b>第一百七十二条</b> 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権（第一百七十二条の五及び第一百七十二条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第二百三十二条の三第一項又</p>	<p>（強制執行等）</p> <p><b>第一百七十二条</b> 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十二条の三第一項又</p>	

は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七一条の五の措置をとる場合又は第一百七一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一〇三 略

は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七一条の五の措置をとる場合又は第一百七一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一〇三 略

	改 正 後	改 正 前
<p><b>第一条の二</b> 法第二条第一項第四号の洪水吐ゲート及び放流のための管等）</p> <p>法第二条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。次条第三項において同じ。）との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。</p>		
<p><b>第一条の三</b> 法第二条第一項第五号の土地等）</p> <p>法第二条第一項第五号に規定する土地で政令で定めるものは、取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するた</p>		

めの施設で総務省令で定めるもの（ダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）を除く。以下この項において「取水施設等」という。）の用に供する土地（取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該取水施設等の用に供する土地のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分として総務省令で定めるものを除く。）で地方公共団体が所有するもの（市町村の組合が所有する土地にあつては、当該組合を組織する市町村の区域内に所在する土地を除く。）とする。

2 法第二条第一項第五号に規定する固定資産で政令で定めるものは、水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産（当該ダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該固定資産のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分として総務省令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有するもの（市町村の組合が所有する土地にあつては、当該組合を組織する市町村の区域内に所在する土地を除く。）とする。

2 法第二条第一項第五号に規定する固定資産で政令で定めるものは、水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産（当該ダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該固定資産のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分として総務省令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有するもの（市町村の組合が所有する固定資産にあつては、当該組合を組織する市町村の区域内に所在する固定資産を除く。）とする。

3 法第二条第一項第五号に規定する洪水吐ゲート及び放流のための管（これららの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これららの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。

4 法第二条第一項第五号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

(法第二条第二項第五号の地方公共団体等)

第一条の四 略

(法第二条第二項第八号の固定資産)

第一条の五 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国が一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律（昭和二十八年法律第二百号）第一条の規定によつて一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けている固定資産

二～十二 略

附 則

1～8 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法第二条第二項第八号の固定資産の特例)

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(法第二条第二項第八号の固定資産)

第一条の三 略

(法第二条第二項第八号の固定資産)

第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国が財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律（昭和二十八年法律第二百号）第一条の規定によつて財団法人日本遺族会に無償で貸し付けている固定資産

二～十二 略

附 則

1～8 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法第二条第二項第八号の固定資産の特例)

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

る法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財團法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財團法人とみなして、第一条の五第八号の規定を適用する。

10  
略

る法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財團法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財團法人とみなして、第一条の四第八号の規定を適用する。

10  
略

第六条による改正（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号））

	改 正 後	改 正 前
附 則	（自治財政局の所掌事務の特例）	（自治財政局の所掌事務の特例）
<b>第四条 略</b>	<b>第四条 略</b>	<b>第四条 略</b>
2　自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関する事務をつかさどる。	2　自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関する事務をつかさどる。	2　自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関する事務をつかさどる。
<b>（自治税務局の所掌事務の特例）</b>	<b>（自治税務局の所掌事務の特例）</b>	<b>（自治税務局の所掌事務の特例）</b>
<b>第五条 略</b>	<b>第五条 略</b>	<b>第五条 略</b>
2　自治税務局の所掌事務については、令和九年三月三十一日までの間、第九条第六号中「関すること」とあるのは、「関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）」とする。	2　自治税務局の所掌事務については、令和七年三月三十一日までの間、第九条第六号中「関すること」とあるのは、「関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）」とする。	2　自治税務局の所掌事務については、令和七年三月三十一日までの間、第九条第六号中「関すること」とあるのは、「関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）」とする。
<b>（自治財政局交付税課の所掌事務の特例）</b>	<b>（自治財政局交付税課の所掌事務の特例）</b>	<b>（自治財政局交付税課の所掌事務の特例）</b>
<b>第十四条 略</b>	<b>第十四条 略</b>	<b>第十四条 略</b>
2　自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、附則第四条第二項に規定する事務をつかさどる。	2　自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第四条第二項に規定する事務をつかさどる。	2　自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第八条による改正（沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号））

	改 正 後	改 正 前
<p>（国有林野の管理経営に関する法律関係）</p> <p><b>第六十四条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 勅令貸付国有林に係る土地は、国有林野の管理経営に関する法律第七条の規定によつて沖縄県に貸し付けている国有林野に係る土地とみなして、国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）第一条の五第六号の規定を適用する。</p>	<p>（国有林野の管理経営に関する法律関係）</p> <p><b>第六十四条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 勅令貸付国有林に係る土地は、国有林野の管理経営に関する法律第七条の規定によつて沖縄県に貸し付けている国有林野に係る土地とみなして、国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）第一条の四第六号の規定を適用する。</p>	

附則第九条による改正（市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号））

	改 正 後	改 正 前						
<p>（地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読み替え）</p> <p><b>第四十四条</b> 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">略</td> <td style="width: 15%;">略</td> <td style="width: 15%;">略</td> </tr> <tr> <td>第二百三十一條 の二の六第二項 及び第三項</td> <td>、この条及び第二百三 十二条の四</td> <td>及びこの条</td> </tr> </table>	略	略	略	第二百三十一條 の二の六第二項 及び第三項	、この条及び第二百三 十二条の四	及びこの条		
略	略	略						
第二百三十一條 の二の六第二項 及び第三項	、この条及び第二百三 十二条の四	及びこの条						
<p>（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用）</p> <p><b>第五十条</b> 地方自治法施行令第二百四十二条第一項及び第二項、第二百四十三 条、第二百四十五条から第二百四十八条まで、第二百五十条、第二百五十二条（ 第一項第一号を除く。）、第二百五十四条から第二百五十八条まで、第二百五 十九条、第二百六十条、第二百六十一条から第二百六十五条の八まで、第二百六 十六条の二から第二百六十七条の十七まで、第二百六十八条の六、第二百六十 六条の二から第二百六十七条の十七まで、第二百六十八条の六、第二百六十</p>								

八条の七第一項及び第三項、第一百六十九条から第百六十九条の七まで、第一百七十条の二、第一百七十条の四、第一百七十条の五第一項及び第二項前段、第一百七一条から第百七十二条の六まで、第一百七十二条の七第一項及び第二項並びに第一百七十二条から第百七十三条の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第百六十九条の二第一号、第一百七十三条及び第一百七十三条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

第一百七十二条の  
二

債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権（第一百七十二条の五及び第一百七十二条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）

債権

略	同法第二百三十一条の三第一項 又は前条	第一百七十二条の 二	債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権（第一百七十二条の五及び第一百七十二条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）	債権
	前条			

八条の七第一項及び第三項、第一百六十九条から第百六十九条の七まで、第一百七十条の二、第一百七十条の四、第一百七十条の五第一項及び第二項前段、第一百七一条から第百七十二条の六まで、第一百七十二条の七第一項及び第二項並びに第一百七十二条から第百七十三条の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第百六十九条の二第一号、第一百七十三条及び第一百七十三条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

第一百七十二条の  
二

債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）

債権

略	同法第二百三十一条の三第一項 又は前条	第一百七十二条の 二	債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）	債権
	前条			

2

略

---

2

略

附則第十条による改正（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号））

改 正 後	改 正 前
<p>（収納の特例）</p> <p>第九条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（収納の特例）</p> <p>第九条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十七条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第一百五十八条の二第一項の規定とする。</p> <p>2及び3 略</p>